

## 第3期愛知県障害福祉計画素案作成の基本的考え方

### 1 素案(全体を通しての)作成における基本的考え方

・第2期県障害福祉計画をベースに、厚労省の示した「改正基本指針案」を踏まえて記載する。

・計画期間：平成24年度～26年度

#### 改正基本指針案：

・現基本指針の基本的理念・基本的考え方、計画に定める事項等については、基本的な考え方は変更しないが、この二年間の関係法律の成立を受け、必要な見直しを行う。

#### 素案作成の考え方：

- ・改正基本指針案に則り、必要な時点修正等を中心に行い、策定する。
- ・知事マニフェストの実現を目指した内容とする。

### 2 地域生活移行についての数値目標の設定と取組施策

#### 1(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### 改正基本指針案：

・「平成17年10月1日を基準時点、平成26年度末を終了時点として、3割以上が地域移行、1割以上入所者数を削減」を基本として、第1期、第2期計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定することが適当

##### 素案作成の考え方：

・構成は、第1期・2期計画の評価、目標値の設定、目標達成のために必要と考えられる施策、本計画期間の取組

##### 【目標値】

・改正基本指針案に則り、地域生活移行に関する目標値を30%、入所者の削減率を10%として作成した。（参考：地域の実情を踏まえた市町村が作成した計画案を積み上げた場合は、地域生活移行は22.8%、入所者削減率は8.2%）

##### 【目標達成のために必要と考えられる施策】

- ・共同生活援助(グループホーム)・ケアホーム(共同生活介護)の整備の推進、人材の確保、利用者の金銭的負担軽減
- ・重度の障害のある人の地域移行策
- ・地域住民の理解の促進
- ・ショートステイ等の緊急時の対応体制の整備

- ・地域定着のための相談支援体制の充実

**【本計画期間の取組】**

- ・入所施設の取組（地域生活を想定した生活訓練等）の強化
- ・グループホーム・ケアホーム等住まいの場の確保
- ・ショートステイなど日中活動の場の量的、質的拡充
- ・重症心身障害者のショートステイ利用に関する支援
- ・地域における障害に関する理解の促進
- ・相談支援に関するアドバイザーの設置等、地域生活の相談支援体制の整備・充実

**1(2) 指定障害者支援施設の必要入所定員総数の設定****改正基本指針案：**

- ・「入所者数の一割以上を削減」を基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい

**素案作成の考え方：**

- ・改正基本指針案に則り、平成 17 年 10 月 1 日時点の入所者の一割を平成 26 年度末までに削減するものとして、第 1 期、第 2 期計画と同様の考え方で、各年度（末時点）別定員総数を設定

**2 入院中の精神障害者の地域生活への移行****改正基本指針案：**

- ・「退院可能精神障害者の減少」という目標値は第 3 期計画では定めない。
- ・都道府県が、下記の指標を踏まえ、実情に応じて目標値を定める。

**①1 年未満の入院者の平均退院率**

指標：平成 26 年度における平均退院率を、平成 20 年 6 月 30 日調査比で 7% 相当分を増加させる。

**②5 年以上かつ 65 歳以上の退院者数**

指標：平成 26 年度における 5 年以上かつ 65 歳以上の退院者数を、直近の状況よりも 20% 増加させる。

**③認知症については、検討中****素案作成の考え方：**

- ・構成は、第 1 期・2 期計画の評価、目標値の設定、目標達成のために必要と考えられる施策、本計画期間の取組

## 【目標値】

### ①1年未満の入院者の平均退院率

平成26年度における平均退院率を76%とする。（平成20年6月30日調査比で3.2%相当分の増加：国の平成26年度の目標値と同じ数値）

### ②5年以上かつ65歳以上の退院者数

平成26年度における5年以上かつ65歳以上の年間退院者数を **人** とする。（平成22年度の同退院者数より20%増加） \*後日調査のうえ設定

（③認知症に関する目標値は、厚労省の考え方の提示を待って後日設定予定）

## 【目標達成のために必要と考えられる施策】

- ・精神科病院の入院者に対する退院に向けた啓発、家族の理解協力、病院と地域の連携調整、地域移行後の支援
- ・グループホーム・ケアホーム等の住まいの場、ショートステイ等の計画的整備
- ・入院中から地域移行の準備に向けた日中活動の体験利用や宿泊体験、退院後の住居の確保等の支援
- ・精神障害のある人を対象とするサービス事業者や人材の確保、地域住民、事業者の理解協力
- ・移行後の医師等多職種チームの訪問活動による地域定着のための支援

## 【本計画期間の取組】

- ・地域における精神障害に関する理解の促進
- ・地域移行・定着支援を行う相談支援事業所の取組への支援
- ・住まいの場の確保に係る相談支援事業者の支援
- ・地域間格差が生じている日中活動の場の確保
- ・医師等多職種チームによる地域定着のための支援

## 3 福祉施設から一般就労への移行

### 改正基本指針案：

- ・平成17年度の移行実績の4倍以上を基本に、第1期、第2期計画の実績や地域の実情を踏まえて設定することが適当

### 素案作成の考え方：

- ・構成は、第1期・2期計画の評価、目標値の設定、本計画期間の取組

## 【目標値】

- ・改正基本指針案を踏まえ、第2期計画と同様の目標値（平成26年度の年間

一般就労移行者数：480人（平成17年度実績の4倍）とする。

- ・H26年度末の福祉施設利用者に占める就労移行支援事業利用者数：4,500人
- ・H26年度末の就労継続支援事業利用者に占める就労継続支援（A型）事業利用者数：2,100人

#### 【本計画期間の取組】

- ・一般就労に向けた福祉施設の取組に対する支援
- ・就労移行支援事業者の確保
- ・職業能力開発支援
- ・企業等に対する働きかけ・支援
- ・一般就労へ移行することが困難な人に対する支援等
- ・労働関係機関の就労支援策の活用
- ・関係機関との連携強化

### 3 障害福祉サービスの見込量と確保策

#### 改正基本指針案：

- ・基本的考え方は、現基本指針のとおり。
- ・新たに創設された指定地域相談支援又は指定計画相談支援等の確保に留意

#### 素案作成の考え方：

##### 【見込量についての基本的考え方】

- ・市町村に対し、厚労省の改正基本指針案と、県知事マニフェストを踏まえた「県の考え方」を示した上で、市町村からヒアリングを行い、作成
- ・基本指針案の他、地域において、福祉施設入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行目標及び福祉施設から一般就労への移行目標を達成するために必要となるサービス量を考慮し、提供基盤の必要量を見込む。

##### 障害福祉圏域の現状とサービス見込量

- ・西三河南部圏域を、2次医療圏に合わせて、東西に分割したうえで、各圏域についてサービス量等を見込む。
- ・地域間格差の是正を踏まえ取り組むことが必要

##### 【県が目標とするサービス提供量】

- ・グループホーム・ケアホームは、地域生活へ移行する人や在宅の人の自立ニーズの両面から必要不可欠な基盤である。また、本県は他の都道府県と比較して人口当たりの整備率も非常に低く、市町村計画の見込量は事業者の現時点の整備計画を基に算定されていることも多いことから、そのニーズは市町村計画の合計値よ

り多いものとする。このため、県は平成 22 年度から 26 年度の 4 年間で提供量の倍増を目指す。

・同様に生活介護、就労継続支援 A・B 型は、地域での自立した生活に不可欠なサービスであるため、県は平成 22 年度から 26 年度の 4 年間でサービス提供量の倍増を目指す。

#### 【サービスの確保策等】

・グループホーム・ケアホームは、平成 22 年度から 26 年度の 4 年間で倍増（知事マニフェスト 事項）させることを目標に、整備を促進するため経費助成等を行う他、利用者に対しては、1 万円を上限として家賃助成を行う。

・ショートステイは、地域生活のセーフティネットであるため、入所施設等の空床利用などを促進し、基盤の充実を図る。

・地域での自立した生活に不可欠な生活介護、就労継続支援（A 型・B 型）も、平成 22 年度から 26 年度の 4 年間でサービス提供量の倍増を目指し、多様な事業主体の参入の促進を図る。

・重症心身障害児者のショートステイ利用に関し、事業者の受入体制の強化に助成を行う。

・地域住民の障害に関する理解を促進するため、啓発活動を実施。

・相談支援に関するアドバイザーを設置し、障害者自立支援協議会や基幹相談支援センターを核とした相談支援体制の充実を促進する。

・改正障害者基本法、改正障害者自立支援法に基づき、発達障害のある方に対して、福祉サービスの内容や利用方法について一層の周知を図ることが必要

・児童福祉法に規定されることとなる新たな障害児支援サービスは、1 年間の利用実績を把握した上で、障害者総合福祉法(仮称)施行に伴う本計画の見直しをする際に、サービス量を見込むこととする。（今回の計画には記載しない）

## 4 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質向上並びに指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置

改正基本指針案：

- ・基本的考え方は現基本指針のとおり
- ・指定相談支援を改め、指定地域相談支援と指定計画相談支援を創設
- ・障害者虐待防止法の施行を踏まえ、虐待防止措置を講じること

### 素案作成の考え方：

- ・ 権利擁護の推進(障害者虐待防止対策、成年後見制度の利用促進:知事マニフェスト 事項)
- ・ 相談支援従事者等の資質向上 (研修により人材確保や質の向上を図る)

## 5 本県の地域生活支援事業の実施に関する事項

### 経緯：

- ・ 昨年 12 月の障害者自立支援法の改正により、地域生活支援事業についても、市町村の成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げや相談支援体制の充実など、いくつかの制度変更があった。

### 改正基本指針案：

- ・ 基本的考え方は現基本指針のとおり

### 素案作成の考え方：

- ・ 相談支援ネットワークの体制整備・連携強化 (基幹相談支援センターの設置促進や、相談支援アドバイザーの充実:知事マニフェスト 事項)
- ・ 相談支援従事者の資質向上 (特に精神障害の理解促進とサービス利用計画の作成等に関して)

## 6 計画の推進

### 素案作成の考え方：

- ・ 計画の推進体制や推進方法も基本的な考え方に変更はない。
- ・ 障害者基本法の改正に基づき、県障害者施策推進協議会は、県の障害者施策の実施状況の監視という新たな機能を付加し、併せて名称も変更する。
- ・ 監視機能が適切に果たされるよう、実施状況について十分な報告を行う。
- ・ 県障害者自立支援協議会にも状況報告と意見聴取を行う。
- ・ 障害者自立支援法が廃止され新法が施行された場合などは、計画期間内であっても必要に応じて変更する。